② 漁業の種類
大臣許可漁業
③ 漁獲可能期間
周年
⑵ 漁獲量の管理の手法等
① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。
② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）
陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

第６ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
本則第１の２⑸②のステップ２の取組を開始する際に定める。

第７ 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
都道府県知事は、法第30条第２項の規定に基づき、規則第19条第３項において準用する規則第16条第４項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府及び兵庫県とする。
⑴ 当該管理年度中（⑵に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで
⑵ 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）
陸揚げした日から５日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第８ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第９ その他資源管理に関する重要事項
本則第１の２⑸①のステップ１を令和７管理年度から開始する。同⑸②のステップ２は、令和８管理年度から開始することを想定し、令和９管理年度中にステップ１及びステップ２の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度から同⑸④のステップ３を開始することを目指す。

（別紙２―54　べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域））

第１ 特定水産資源の名称
べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）

第２ 管理年度
９月１日から翌年８月末日まで

第３ 資源管理の目標
べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）は、現時点では、再生産関係等を用いて目標管理基準値や限界管理基準値を示すことはできない。このため、再生産関係等を用いた漁獲シナリオ導入が可能となるまでの間は、下記の指標を代替的に用いて目標管理基準値等を設定する。その際、資源水準の指標は、国が行うべにずわいがに日本海系群の資源評価で推定された大臣許可水域の資源量相対値を資源量指標値として用いる。
１ 目標管理基準値
過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの80パーセントに相当する資源水準の値とする。
２ 限界管理基準値
過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの56パーセントに相当する資源水準の値とする。

第４ 漁獲シナリオ
１ 漁獲シナリオ
直近の資源水準の値と第３の２の値の大小を比較した結果及び直近の資源水準の値と第３の１の値の差に基づき、漁獲量を調整する。
２ 漁獲可能量の算定方法
生物学的許容漁獲量は、直近５年の我が国漁船及び韓国漁船の漁獲実績の平均値を１の規定に基づき調整した値とし、漁獲可能量は当該値に0.33（資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値）を乗じた値を超えない量とする。

第５ 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の１及び２に定めるとおりとする。
１ べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）日本海べにずわいがに漁業
⑴ 当該大臣管理区分に関する事項
① 水域
日本海べにずわいがに漁業（許可省令第２条第16号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）の許可に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令第５の９の上項に掲げる区域、大韓民国にあっては許可省令別表第５の11の項の上欄に掲げる区域）を除く。）
② 漁業の種類
日本海べにずわいがに漁業
③ 漁獲可能期間
周年
⑵ 漁獲量の管理の手法等
当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。
① 漁獲割当割合の申請期限
漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の７月15日
② 漁獲割当割合を設定する日
漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の８月15日まで